

「企業買収における行動指針」の解釈について（案）
－ その趣旨の一層の浸透、より良い実践に向けて －

2026年●月●日
経済産業省

経済産業省が2023年に取り纏めた「企業買収における行動指針」は、「望ましい買収（企業価値の向上と株主共同の利益の確保の双方に資する買収）」の活性化を促すため、経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示するものである。

こうした「望ましい買収」は、買収者にとっては企業の成長に資するものであり、対象会社にとっても優れた経営戦略を選択する機会の確保や、経営に対する外部からの規律を向上させるものであり、それぞれの企業の成長を通じ、また、増加した企業価値が賃上げによって労働者へ分配されることで、日本経済全体の成長にも資するものである。

本指針の策定以降、ベストプラクティスという当事者間の共通の判断枠組みの下で、真摯な買収提案に対する真摯な検討がより一層実行されるようになった。また、日本企業が関連するM&Aの件数・金額は、2024年・2025年と2年連続で増加しており、本指針が参照される場面も増加している。

一方で、本指針の趣旨が十分に理解されていない可能性が指摘されていることも踏まえ、経済産業省は「公正な買収の在り方に関する研究会」を再開した。関係者に対するヒアリングにおいても、不十分な理解又は認識の乖離の可能性を裏付ける声が確認された。

本指針で示されたベストプラクティス、その根底にある「望ましい買収」の考え方そのものは、今日においても妥当であり、本指針を維持することを前提としてベストプラクティスの実践を促すべきである。そのためには、買収を巡る関係者（特に対象会社となり得る上場企業の取締役や、買収提案を行う買収者、最終的に買収の成否を決定する一般株主）において、本指針の趣旨が正しく理解された上で、実践される必要がある。そのための一層の取組みも求められるため、経済産業省として、以下を改めて示し、本指針の趣旨を広く周知・徹底していく。

1. 「企業買収における行動指針」のポイント

：上場企業の役員や買収者が、本指針の原則論や留意点等の要点を理解できるよう整理。

2. 「企業買収における行動指針」Q&A

：対象会社の取締役・取締役会が、買収提案の検討、買収に応じるか否かの判断、複数の買収提案の中からの選択を行うにあたって悩む点などを整理。

更に、研究会の個別の委員からは、最近のM&Aを巡る状況を踏まえて問題提起もあった。これらの問題提起は、本研究会の直接の議論の対象ではなく、問題とすべきかどうかやその結論についても議論の余地があるが、今後、議論が深まることを期待する。

本指針のポイント及びQ&Aが、買収を巡る当事者による本指針の趣旨の理解を深化させ、企業や株主の利益のための実践を後押しすることで、本指針の目的である「望ましい買収」の更なる活性化、ひいては日本経済全体の成長に繋がることを強く期待したい。

添付 1：公正な買収の在り方に関する研究会 委員等名簿

(50 音順 敬称略)

座長	神田 秀樹	東京大学名誉教授
	石綿 学	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
	井上光太郎	東京科学大学理事 CFO
	魚住 康博	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	太田 洋	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	大塚 博行	ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社 代表取締役社長兼 CEO
	小舘 浩樹	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士
	佐川 雄規	パナソニックホールディングス株式会社 コーポレート法務部シニア・エグゼクティブ・リーガルカウンセラー
	三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社代表
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
	田中 亘	東京大学社会科学研究所教授
	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	角田 慎介	野村證券株式会社経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	仲田 健治	前ブラックロック・ジャパン株式会社 インベストメント・スチュワードシップ部ディレクター
	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	別所 賢作	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役副社長執行役員投資銀行本部長
	堀江 篤史	日本生命保険相互会社株式部長
	松村 祐土	株式会社日立製作所代表執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセラー
	三橋 和之	三菱 UFJ 信託銀行株式会社資産運用部副部長兼フェロー

(オブザーバー)

宇野 直紀	法務省民事局参事官
小長谷章人	金融庁企画市場局企業開示課長
渡邊 浩司	株式会社東京証券取引所上場部長

添付 2：公正な買収の在り方に関する研究会 審議等経過

1. 研究会

第 9 回（2026 年 2 月 4 日）

- ・本指針に対する認識の確認
- ・ヒアリング事項の検討

第 10 回（2026 年 4 月 28 日）

- ・ヒアリング結果の報告
- ・公表物の方針・骨子の検討

第 11 回（2026 年 6 月 2 日）

- ・公表物の原案の検討

2. 本指針に対する認識・実態調査

- ・実施期間：2026 年 2 月 13 日～2026 年 4 月 8 日
- ・実施者：経済産業省経済産業政策局産業組織課（研究会事務局）
- ・実施対象：企業買収関係者 22 者（対象会社 6 者、買収者 6 者、投資家 6 者、ファイナンシャル・アドバイザー 2 者、リーガル・アドバイザー 2 者）

3. 指針のポイント案・Q&A 案についてのパブリックコメント

- ・実施期間：2026 年 6 月●日～2026 年 7 月●日
- ・寄せられた主なパブリックコメントの概要およびコメントに対する経済産業省の考え方については、下記ウェブサイト参照

